

鷺流狂言享保保教本の用語

小 林 賢 次

一 はじめに

鷺流の狂言台本は、数多く残されているが、最も古い宗家仁右衛門家の延宝忠政本^①（延宝六年（一六七八）忠政書写）は二五曲と曲数が少なく、それに次ぐ分家伝右衛門派の享保保教本（享保九年以前（一七一六〜二四）に書写。以下、保教本）の存在が特に大きな意義を持つものとなっている。保教本は、天理図書館善本叢書の一環として、一九八四年に影印が公刊され（『鷺流狂言伝書保教本』全四冊、本狂言一五〇曲）、詳細なせりふとさまざまな注記、他流との異同の指摘などがある。言語資料としても広く利用されてきている^②。それ以前は、謡曲文庫に齋藤香村校訂『狂言篇（上）』（謡曲文庫刊行会、一九二八）の下篇として、この鷺伝右衛門本（保教本）から五〇曲が翻刻され、古川久編『狂言辞典 語彙編』（東京堂出版、一九六三）以下、『狂言辞典』などにも引用されているが、翻刻本文の誤り等も多く、あらためて用例を確認する必要が生じている^③。本稿では、保教本に見られる用語に関して、諸辞典等に登載されている状況を確認しながら、特に、その語そのもの、あるいは、そのブランチに関して、初出例とみられるものを中心として取り上げ、保教本と

同じく伝右衛門派に属する宝暦名女川本（宝暦十一年（一七六一）頃書写）などをも参照しつつ検討していくことにする。

二 問題例の指摘

『狂言辞典』において「篇」として示されているものは、前述の謡曲文庫『狂言篇（上）』（以下、『狂言篇』と称する）であり、そのうち上・中篇は、同じく鷺流の安永森藤左衛門本（安永六年（一七七七）書写、一〇一曲。仁右衛門家。法政大学能楽研究所現蔵）、下篇が保教本からの引用になる。早くに翻刻が刊行されていたところから、国語（古語）辞典の類にも、安永森本とともに保教本の用例が取り上げられていることが多い。ただし、たとえば『広辞苑』では、初版以来現在の五版に至るまで、狂言の用例が多数登録されているものの、どの台本によったか明示されていないため、翻刻本文の問題点、あるいは『狂言辞典』の問題点がそのまま踏襲されている場合があり、注意が必要である。

一例を示そう。『狂言辞典』に「のめんぴ（野面皮）」の項目があり、次のように記述されている。

厚かましいこと。凶々しいこと。「ところで山の神めが前へのめんぴにぬかす」（墨塗一篇）

この「のめんぴ（野面皮）」は、『広辞苑』においても初版（一九五五）以来登録されている。用例は同一である。初版の刊行は『狂言辞典』（一九六三）以前であり、古川久「狂言用語考」（『狂言の研究』福村出版、一九四八初版）にも掲載されていないので、『狂言篇』から用例を直接採用したものと思われる⁴。また、『日本国語大辞典』においても、初版（一九七二〜七六）の段階から掲載されており、「凶々しいこと。あつかましいこと。また、そのさま。鉄面皮。*鷺伝右衛門本狂言・墨塗」「ところで山の神めが前へのめんぴにぬかす」とある（近年の「精選版」にも継承されている）。すなわち、保教本の例にもとづいて立項され、意味が記述されているのである。ところが、その例は、善本叢書の影印によると、

①合点シタ頓^{（やが）}テ国元へ行所テ山ノ神メカ前へノメンヒニヌカスナ（保教本・墨塗、一422）以下、保教本の用例に関しては台

本名の表示を省略する。なお、原文の振り仮名は省略した場合がある。()内の振り仮名は筆者。

とあり、翻刻の誤りではないが、文脈を考えると、上掲の諸辞典のような解釈はどうも成り立ちがたい。これは、都の女の嘘泣きを見つけた太郎冠者が主(大名)にそれを報告したのに対する大名のせりふである。ここは、(山の神めが前への「面皮」に)と読むべきところであろう。「所デ」は、原因・理由の確定条件の接続助詞的用法であり、その前で切るのも不適当である。「面皮(めんぴ)」には「Mempi. 追従、または、へつらい」(日葡辞書・補遺)『邦訳日葡辞書』による)の意味があり、(もうすぐ国元へ戻る)ので、妻への追従で(都の女の)悪口を言うのだな)という意味に理解するのが妥当であろう。この場面における大名のせりふは、当然台本によってさまざまであるが、鷲流台本のうち、日本古典全書『狂言集』(朝日新聞社)にたまたま所収されている鷲畔翁自筆本には「やがて国許へ下つて山の神の前の追従つあしやうにせうと言ふ事か」(墨塗、上126)と、まさに「追従」が用いられており、大蔵虎明本(寛永十九年(一六四二)書写)においても次のようにあり、例①と内容は共通するものになっている。

②それもがてん(合点)した、はや国もとへくだる所で、子もち(子持ち||妻)がかたへのミやげ(土産)にせうといふ事な、にくひやつ(虎明本・すみぬり、(臨川書店影印)一272)

以上、この「のめんぴ(野面皮)」はいわゆる「幽霊語」であり、辞典の項目から抹消すべきものである。⁶⁾

次の例は、『狂言篇』の誤植が後世に引き継がれた例である。『狂言辞典』から例を示すと、次のようにある。

こずもうとり【小相撲ずま取】地位の低い相撲取。幕下。「それが小相撲取からとりあがつて、大相撲になつて後、強いやつが出で皆拾うて」(飛越一篇)

「飛越」の例は保教本によつたものである。『広辞苑』には、「こずもう(小相撲)」の子見出しとして、この「こずもうとり(小相撲取)」の項目そして「飛越」の用例が、やはり初版以来登載されている。ところが、この例は、影印によると

次のようにある。

③ 夫ガ小相撲カラ取アガツテ大相撲ニ成ツテ後ニ強奴ガ出テ皆拾テ（飛越、三348）
すなわち、この例は、『狂言篇』の翻刻において、「小相撲」の箇所を「小相撲取」と誤ったものであり、保教本の用例としては削除すべきものである。「大相撲」に対するものとして「小相撲」は、古く『大日本国語辞典』（富山房、一九一五—一九一九）をはじめ、『日本国語大辞典』、また、『岩波古語辞典』（一九七四。補訂版一九九〇）、『古語大辞典』（小学館、一九八三）、『角川古語大辞典』（一九八二—九九）など古語辞典類において広く登載されているが、「小相撲取り」の形での立項は他には見られず、「大相撲取り」とも普通言わないように、実際に使われていたかどうかは疑問である。登載されている唯一例が削除される以上、この項目自体も削除すべきものである。

もう一例、次は、『狂言辞典』において本文を誤読したと考えられる例である。

じきめ【食目】食事の機会という意か。「蓬莱の島をばあとに見なしつゝく」。食目に見えぬ鬼なれば、あらくたびれや骨折れや」（節分一篇）

この「節分」の用例は、やはり保教本によったもので、影印によると、次のようにある（≒内は行間書き入れ）。

④ 蓬莱ノ嶋ヲハ跡ニ見ナシツ ≪右≫、く ≪左文字ニ合フミ返シニ橋カ、リヘ向見ル≫ ≪次第ニ鬼一口トウタフ時ハ食目ニ見ヘヌ鬼ナレハ荒草臥ヤト云≫ 行末トヘド白雲ノく鬼一口モ物食デ、アラクタヒレヤ骨ヲレヤ（節分、四139）

『狂言篇』の翻刻本文は『狂言辞典』の引用文と同一で、校訂者の恣意によつて本文を省略し接続してしまっている。「食目」の箇所は、原文では「食」にのみ振り仮名があったものを『狂言篇』では「食目」としており、そのため『狂言辞典』では、意味に不審を感じながらも、そのまま項目として立てたものである。本文は、他流には見られないものであるが、当然「食（が）目ニ見エヌ」と解すべきものである。この項については、『広辞苑』等でも立項していない。『狂言辞典』

のみの問題となっているようである。

三 注目すべき用語

以下、保教本から、初出例となるもの、用例がきわめて稀で注目されるものなどを順次挙げ、注記を加えていくことにする。1～3は漢語の例、4～12は和語（8は重箱読み）の例、13では擬声擬態語をまとめて示した。

1 むきやく（違格・違却）

①アレヘイタラハ談議ヲ説カズハナルマイガ是ニ違隔シタ 何トシテヨカラウソ（泣尼、四29）

用例は「違隔」と表記されているが、「違格」の当て字とみられる（一般には「違却」の表記もみられるところである）。『狂言辞典』においては、「困惑。迷惑」の語釈で、この例を挙げている。『日本国語大辞典』などによれば、「違格」は、本来律令制の「格（きやく）」に違犯する意味で平安時代から使われてきているが、それが一般に（規則などに違反する）意となり、近世のころから、「③おもわくが違って、難儀、困惑すること。困却。当惑」（日本国語大辞典）の意味が生じたもの。『日本国語大辞典』では、③のブランチは、談義本の『地獄楽日記』（1755）を初出としており、例①は初出例となるものである。ただし、『日本国語大辞典』では、近松世話浄瑠璃の次の例「すればいらぬけしやう（化粧）わざ何共いきやく千万と。いへば」（薩摩歌・上（二二）頃）（『近松全集』（岩波書店）六671）を「②規則、法則などに違反すること。一致しないこと。また、道理からはずれること」というブランチに入れているが、『近世上方語辞典』に「不都合。ふらち」、注釈書に「不都合、不届き」（藤井乙男校註『近松世話物全集』富山房、上234行）とあるような意味で捉えられるので、③のブランチに含めてもよいであろう。いずれにしても、近世上方語としての意味・用法と認められる。なお、伝右

衛門派の台本宝暦名女川本は、保教本と詞章の共通する点が多く注目されるが、この「泣尼」は所収されていない。ただし、他の曲の中で、

②さりながらあれへゐたらば、懺法をせずは成まいが、是にいきやくしたが何としてよからう（小傘、48）
と、例①と同様な「いきやく」の例が認められる。

2 ウツケウナ（有興ナ？）

①イツノナライニ此御寮カ男ノ名ヲ替タ事ガアルソ 其様ナウツケウナ事ハ云ハヌ物テヲリヤルソ（比丘貞、四12）

『狂言辞典』では、「有興」をあて、「うきよう」の促音化とみて、「物好き」の意味とする。ただし、「うきよう」の項では、「さてもく、頼うだ御人はうつきやうな御方ぢや」（呼声―拾遺）の例が挙げられており、「うつきようごと」の項に「いつお寮が舞を舞うた事があらうぞ。そのやうなうつきやう事はこちや知らぬぞの」（比丘貞―集）の例が示されている。『広辞苑』では、初版以来「うつきよう（有興）」として立て、この狂言「呼声」の例を挙げている。『狂言辞典』の「拾遺」は「補遺」の誤りのようである。「補遺」は、国民文庫『狂言集』（国民文庫刊行会、一九一〇）に「狂言記補遺」として、鷺流狂言二〇曲を収めたものをさしている。^⑤「比丘貞」の例を載せる「集」は、日本古典全書『狂言集』（朝日新聞社）によったもので、鷺流台本の一つ安政賢通本（安政二年（一八五五）書写。仁右衛門家）である。「うきよう（有興）」は、風流を解する意から転じて物好きの意味になったものとして、説明が可能であり、『日本国語大辞典』や『古語大辞典』（小学館）、『角川古語大辞典』などに引かれている「爰にうきやうなこうとう（勾頭）がござるが」（虎明本・まじざとう二709）といった例が認められる。しかし、それが促音添加で「うつきよう」の形になったのかどうかについては疑問も残る。『日本国語大辞典』では、「うきよう（有興）」「うきようじん（有興人）」の項目のみで、「うつきよう」の語

形では立項されていない。関連するかと思われるものとして、「うつきよう（鬱胸）」の例がある。『日本国語大辞典』には、「胸中にわだかまる悩みや不快感」として、『太平記』及び読本『南総里見八犬伝』の例が示されている。この語がどれだけの一般性を持っていたのかは不明であるが、『文明本節用集』にも「鬱胸」（勉誠社影印480・8）の例があり、中世以降使用されてきていることが知られる。例①は、「其様ナウツケウナ事ハ云ハヌ物」という形での使用であり、『狂言辞典』所掲の例とは異なつて、「物好き」というよりは、「いやな」という意味であろう。名女川本にも、この「比丘貞」及び「米市」に

② 其様なうつきやうな事をば、いわぬ物でおりやるぞ（名女川本・比丘貞、59）

③ 其通りを申上たれば、あらうつきやうや、げうこつなと仰せられて（同・米市、213）

と、同様な使用例がある。狂言においては、例③で言い換えられている「軽忽」、あるいは和語では「むさとした」あたりの使用が一般的なところである。したがって、例①などは、「うきよう（有興）」が「うつきよう（鬱胸）」と混淆する形で、促音形が成立したものと考えておきたい。

3 だうけじん（道化人・道戯人）

① 扱モく可咲躰シヤ イカイ道戯仁ト見ヘタ（鞍馬賀、三56）

人を笑わせる滑稽な仕草やその人をいう「どうけ」は、現代では「道化」と書くことが普通であるが、近世から見られるようになった語であり、漢字表記も一定していない。『日本国語大辞典』では、歌舞伎『和国風流兄弟鑑』（1694）を初出としている。ただし、『古語大辞典』（小学館）などに挙例があるように、歌舞伎での使用以前に、大蔵虎明の『わらんべ草』に使用例がある（『日本国語大辞典』においても、「どうけもの」の例としては、評判記『難波物語』（1635）及び

『わらんべ草』(1660)の例を挙げている)。

②げいなども一たん気にあはんとて、おかしく、おもしろがらせ、いよくだうけをつくさば、則だうけものといはれて、人にあなづらるべし(わらんべ草・五)〈岩波文庫408〉

この例のように、道化をする人の意としては、もともと「だうけもの」の形の方が一般的であったと思われる。この「だうけじん」の形は、『狂言辞典』では「鞍馬鞞一篇」として例①を挙げ、『広辞苑』でも、やはり初版以来、この用例にもとづいて「だうけじん(道化人)」を立項している。一方『日本国語大辞典』には、「だうけじん」あるいは「だうけにん」の項目は見られない。例①は、「だうけじん」と読む確実な例として尊重すべきものと言えよう。

4 かまけ(蚊負け)

①御存ノ通夏ハ蚊負ヲ仕マヌル程ニ蚊帳ヲ被仰付テ被下マセイ(人馬、二209)

この項目は『狂言辞典』には取り上げられていない。『日本国語大辞典』には、「①蚊にさされ皮膚がはれること。また、そのような体質を俗にいう。②蚊にさされておきる馬の皮膚病。夏季に多い。」という説明があるが、用例は挙げられていない。『大日本国語辞典』においては、右のブランチ②に相当する馬の皮膚病の説明のみであり、もともとその用法が多かったであろう。ただし、例①は、太郎冠者が、自身のことを述べたものであり、当然人間に関しても用いられるものであったことが知られる。『大辞典』(平凡社、一九三五)には、『日本国語大辞典』と同様、馬の場合と人間の場合とが分けて挙げられている。ほかにも『広辞苑』など諸辞典にこの項目が載せられてはいるものの、用例は挙げられておらず、例①は貴重なものとなっている(『岩波古語辞典』、『古語大辞典』(小学館)、『角川古語大辞典』には項目なし)。なお、名女川本にも、「身共は蚊まけをする程に、……」(名女川本・人馬、230)と、ほぼ同様に用いられている。ちなみに、へある

対象に被害を受けること、あるいは受けやすい体質であること」をいう「負け」の例としては、『日葡辞書』に「ウルシ・マケ（漆負け）」「ヒ・マケ（陽負け）」があり、現在用いる「剃刀負け」「夏負け」なども同類の意味構造のものであるう。

5 すぐぬき（直抜き）

① 扱モくニクイヤツシヤ 身ヲスグヌキニセウトシヲツタ（墨塗、一424）

② 是ハ如何ナ事 身共ヲ直ヌキニセウト致イタ（清水、四274）

『狂言辞典』では「すぐぬき【直ぐ抜き】」の項目を立て、「直接騙すこと。じかに欺くこと」として例①を挙げている。『広辞苑』においても初版から立項されており、やはり例①を挙げている。『狂言篇』によって用例を採集したものである。直接の意味の「すぐ」をだます意味の「抜き」に接したもので、語構成としては「すぐづけ」（直付け）、「すぐやき」（直焼き。刀の刃の焼き方の一つ）などと同類である。

一方、『日本国語大辞典』においては、初版・第二版ともにこの語は登載されていない。前述したように、通常、保教本を狂言台本として利用していないためであるが、こうした例の存在からすれば、今後の改訂においては保教本等の用例を取り入れていく必要があると言えよう。なお、名女川本では、「墨塗」は所収していないが、「清水」には、「某をすぐぬきにせうと致いた」（名女川本・清水、96）と、これもほぼ同文で使用されている。

6 ずらめく

① 今ハ人間ガ賢ナツテ八宗九宗ニ分浄土宗シヤト云フテハ極楽ヘズラリ或天台宗ノ禅宗ノト云フテズラリトズラメ

クニ依ツテ何ノカノト云フテ皆ゾロリくトゾロメクトモ云 同言葉ニテ鬼ノ方仕手ノ狂言ニハ本書ノ通り也 アトノ時ハ如此云又仕手ニテモ前ニ有之タル時ハ云替云 地獄ノ飢饉以ノ外ナリ (八尾、四157)

保教本の注記によると、鬼がシテの場合に「ズラリズラリトズラメク」の形を用いるという。この「八尾」は、たしかに鬼がシテである。「朝比奈」「政頼」のような鬼類の他の曲では、通常鬼はアドであり、大蔵虎明本などでは「ゾロリゾロリトゾロメク」の形のみが用いられている。保教本でも、鬼がアドの「朝比奈」では、

②八宗九宗二分皆浄土へゾロリくトゾロメクニ依ツテ (朝比奈、四165)

と、たしかに「ゾロメク」の方が用いられている。^⑩「ズラリズラリトズラメク」は、その言い換えにあたるものということであるが、名女川本では「極楽へぞろりくとぞろめくに依て」(名女川本・八尾、105)と、「ゾロメク」の形しか挙げられていない。鷲伝右衛門派においても、この言い換えは必ずしも定着しなかつたのであろうか。「ぞろめく」が諸辞典に載っているのに対して、「ずらめく」が登載されているのは、『狂言篇』によって保教本の用例を採取した『広辞苑』及び『狂言辞典』に限られている。『狂言辞典』では、「ぞろぞろ行く。連れ立って行く」として例①を載せている(注記が省略されているため、単に「……或は天台宗の禅宗のというてづらりくとづらめくによつて」(『狂言篇』286)とする)。「広辞苑」も初版以来同様である。『日本国語大辞典』には、「すらすらと流暢にことが進行する」という意味の「すらめく」(用例、漢書竺桃抄)の例はあるが、別語であり、「ずらめく」は載っていない。これも「すぐぬき」の例などと同様の事情によるものである。

7 小耳のせせ (完骨)

①手頃ノ物ヲ持ツテ来テ案内ナシニ小耳ノセ、ヘアテガフ所テヨイ肝ヲツファイタ (麻生、一361)

②強鼻ヲハ小耳ノセ、迄引囁テ置ト被仰イ（鼻取相撲、二187）

③名ヲ問バ只問ハイデナンジヤ小耳ノセ、ヲトツテ引廻ス（腹不立、三365）

用例はいずれも「小耳のせせ」の形で使用されたものである。『狂言辞典』では、「せせ」の形で立項し、「耳の後の方にある小高い骨。みみせせ。完骨」として、用例は安永森本「麻生」から例①に相当するものを挙げている。『広辞苑』においては、やはり初版以来登載されており、用例は『狂言辞典』のものと同一である。『日本国語大辞典』においては、「みみせせ」「みみせせの骨」「みみせせぼね」「みみせぼね」と各項目があり、古く『十卷本和名抄』（934頃）や『色葉字類抄』（1177-81）の例、また、狂言の例としては、和泉流の雲形本狂言「佐渡狐」の「耳（ミミ）せせまで切て有と」の例が登載されているが、「せせ」単独、あるいは「耳のせせ」の形では立項されていない。他の諸辞典においても「せせ」の項目は立てられていない。名女川本でも「小耳のせ」を取て引まわす（名女川本・腹立す、6）のように用いられており、「小耳のせせ」は、特に鷺流で好まれ伝承された語形だったのであろう。

8 ぢかた（地方）

①奏者……ヤイ汝等ハ地方ハ如何程作ルゾト御尋シヤ アト一反作リマスル……奏者《仕手ニ向》汝ガ田地ハ如何程作ルゾシ
テ一段キタナカ作りマスル（筑紫ノ奥、三203〜204）

②内々承及フデ御座ルハ御地蔵ハ地方ヲ守ラセラル、ト申ニ依ツテ農人ノ事デ御座レバ田畠モ多ウ所モ繁昌致ス様ニ皆
在所中打寄ツテ堂ヲ立タ事デ御座ル（六地藏、三393）

「ヂカタ」（地方）は歴史用語で、室町時代の政務機関をさす場合もあったようであるが、多くは江戸時代において用いられている。『時代別国語大辞典 室町時代編』（三省堂、一九八五〜二〇〇一）には立項されていない。『日本国語大辞典』

では、④のブランチで「江戸時代、町方に対して田舎をいう語。都市に対しての農村、転じて、農村における田制、土地制度、租税制度などをさし、さらに広く、農政一般をさすようになった」と説明している。かなり多義であったようである。例②はまさに「田舎」の意味で用いたものであろう。『狂言辞典』でも、「町方に対し田舎を言う」として例②を挙げている。ただし、例①の場合は、「田地」とも言い換えられているように、さらに意味が転じているものと考えられる。「田舎の土地」の意味から、田畑をさすように意味が拡大したのか。『狂言篇』においては「筑紫奥」は、安永森本が翻刻されているため（当該箇所は「扱兩人の者の下地は何ほどつくるぞとあるよ」89）、例①は『狂言辞典』などには取り上げられていない。意味の拡大に関して、『岩波古語辞典』では、「ぢかた」の項の④として「知行（3）」に同じ」としている。「知行」の該当ブランチで、「近世、幕府や藩から与えられた封禄。狭義には切米（きり）給与に対して、封知を与えられることを意味した」と説明しているところが該当するかと思われる。なお、『国史大辞典』（吉川弘文館、一九八五）においては、「じかた」（地方）の項（木村礎執筆）で、もともと土地に属するものをすべて「地方」と呼んだものではないかという推測が述べられている。

9 てわき（手脇）

①近年ハ御大名方テ古イ者ヲ抱サセラル、ト聞程ニ御手脇ニナリトモ又御走ノ衆ニナリ共参ラウト思フテ居マラスルハ
《少恨ルテイ》（腰折、三260）《枕物狂》では、「腰折杯同前御走ノ衆ニナリトモ出フト思フテ候ハト云」三285とある

これも歴史用語である。名女川本にも「てつほうの衆成共、又はお手わきに成とも」（名女川本・腰折、131）とある。『狂言辞典』では、『甲陽軍鑑』の例、また、「集」として賢通本の「枕物狂」の例を挙げている。『広辞苑』にはこの項は取り上げられていない。『甲陽軍鑑』（17c初）の例は『日本国語大辞典』の「てわきしゅう（手脇衆）」の項にも挙げられてい

る。酒井憲二編の影印・翻刻によって示すと次のとおりである。

②かちわかとふを、上杉家にて「身わき衆」、信玄家にて「廿人衆」、氏康にて「手わき衆」を、家康ハ「はしり衆」と名づけてよぶげに候（甲陽軍鑑・本篇・四25オ）『甲陽軍鑑大成』本文篇上・影印篇上。汲古書院

『日本国語大辞典』の「てわき」の項では、「てわきしゅう（手脇衆）」に同じとし、『狂言辞典』と同様、賢通本の例を挙げている。「手脇衆」では、「戦国時代、北条家で徒若党（かちわかとう）のこと」と説明されている。例①の用例は、鷲流台本で広く用いられていたことを示すものであり、用例の年代をさかのぼらせることになる。なお、大蔵虎明本では、当該の箇所は次のようにあり、「手脇」の類は用いられていない。

③きけハ殿達の、人をかゝやると云程に、弓の者か、かちの者か、てつほう（鉄砲）のものになりとも、出うと思ふてすハ（虎明本・枕物狂、二325）

10 とびこえ・とびこし（飛越）

①シテ……イヤ是ハ川テ御座ル アト是ヲ川ト云フ物テヲリヤルカ飛越シヤハ シテ此様ナ大キナ飛越カ有ル物テ御座ルカ 是ハ川テ御サル（飛越、三343）

用例から、通常の川に対して、飛び越せるほどの小さな溝を言ったものであることがわかる。『狂言辞典』では、「とびこし」で立項し、「飛び越すことのできる小溝」として、保教本の例を挙げている。ただし、これは、『狂言篇』の翻字では、たしかに「飛越し」とあるものの、原文は、例示したように「飛越」とあつて送り仮名がないため、「とびこし」と「びこえ」いずれであるかは判定できない。名女川本でも「是を川と云物でおりやるか、是は飛越じやは」（名女川本・飛越、10）のように、漢字表記されている。

『広辞苑』には、この語は立項されていない。『日本国語大辞典』では、「とびこえ」の②のブランチにこの意味を示し、雲形本狂言・飛越新発意「いや、何かと申す内に飛越（トビコエ）へ参りました。誠に川へ来ました」の例を挙げている。また、「とびこし」の②で「とびこえ（飛越）□②に同じ」として、雑俳・ぎんかなめ（1729）「つれなさや此とびこしも天の川」の例を挙げている。「とびこえみぞ（飛越溝）」の項もあり（咄本・百物語（1659）の用例）、意味の拡張が生じたしていたことが想定される。「飛び越える」と「飛び越す」は同義的であるため、この意味においても「とびこえ」と「とびこし」両形が並んで行われたものであろうが、狂言曲名が「とびこえ」であり（和泉流雲形本の「飛越新発意」も同じ曲）、例①なども「とびこえ」と読むべきものかと思われる。なお、和泉流でも、天理本『狂言六義』においては単に「川」とあるのみである。また、大蔵虎明本でも「是ほどのみぞ川ハ、とびこへてもゆくよ」（虎明本・とびこえ、二574）のように「溝川」とあり、「飛越」は用いられていない。ただし、虎寛本には、

②（アド）イヤ、参る程にいつもの飛越へ参た。（シテ）誠に、大きな川へ出ました（虎寛本・とびこえ、下46）とあり、鷺流の場合のように「飛越」か「川」とかという言い争いにはなっていないものの、和泉流雲形本と同様に「飛越」が用いられている。このあたり、各流派ともに、近世のある時点から、当時の用語を自然に取り入れるようになったものである。

11 にげがまへ（逃げ構へ）

①此様ニ恥ヲアタヘラレテ是カ生¹⁺テ居ラル、物カニケガマエサセラレテモヤリハシマセヌ（墨塗、一426）
逃げようとする、逃げ腰になるの意で、意味は捉えやすい。『狂言辞典』では、

②なぜに逃げ構へをなされますぞ。是非ともお供致いて参らねばなりません（武悪―集）

の例を載せている。「集」は、安政賢通本である。保教本ではこの曲「武悪」を欠いているが、「墨塗」の例①は、同様な用法である。この語は『日本国語大辞典』にも、また『狂言篇』から多数の用例を採用している『広辞苑』にも立項されておらず、他の国語（古語）辞典にも取り上げられていないようである。ちなみに、類義語「逃げ支度」は、中世以降例が多いが、「逃げ腰」は、『日本国語大辞典』によると、初出例は明治以降になっており、「逃げ腰になる」が一般化する以前に、「逃げ支度」とともに「逃げ構えをする」の形が、ある程度広く使われていたのかもしれない。

12 やまこし（山越）

①シテ夫ナラバ山越ガホシウ御座ル アト中々山越ハ何程進上カシテ何比出来マセウゾ（仏師、三375）

②中々作ツテ進上ガ山越ガホシウ御ザル（六地藏、三395）

③哆スマイテ山越モ澤山ニ請取ツタ程ニワゴリヨ達ニモ配分セウゾ（同397）

「こ」の清濁は未詳。『狂言辞典』では、例②を挙げて、「山を越して旅する路銀のことから転じて、金銭を指すのであるか」としている。たしかに例①～③では金銭のことのようであるが、

④汝ヲ呼出スハ別ノ事テモナイ 山越テ御酒ヲモラウタガ誰ソヨイ相手ヲ呼フテ呑タイガ（口真似、二115）

という「ヤマコヘ」の例もあり、これが「山越として」の意味ならば、もう少し広く祝儀とかお礼という意味になる。この「山越」については、賢通本でも「仏師」（日本古典全書、下51）に例①と共通する例が見られ、頭注には『狂言辞典』と同様の説明がある。名女川本「仏師」にも同様の使用例が見られる。『広辞苑』や『日本国語大辞典』では、項目はあっても、単に「山を越すこと」のような基本的な意味のみで、ここでの意味の記述は見られない。『近世上方語辞典』にも見られないが、保教本をはじめとする鷺流台本における使用例を見ると、ある程度一般的に使われていたのではないかと思われる。

13 「擬声擬態語」

最後に、擬声擬態語の例のうち、語形や用法などで注目されるものを一括して挙げる。

- ① 「グイグイ」 ソレハ縁ノ下デ狗^{チロ}獨ガグイ／＼ト申タガ（鞍馬参、二402）
- ② 「ツカツカ」 誠ニアノツカ／＼トシタ者ライツガイツ迄カナ法師／＼ト云ハフ様モナイ事シヤ（比丘貞、四11）
- ③ 「ヌウヌウ」 汝カ合スルトイナヤアイツカ手カ某ノ鼻ノ先ヘヌウ／＼トクルト思フタレハ（鼻取相撲、二186）
- ④ 目ノ前^江ヌウ／＼トクルト思タレハクラ／＼ト目カマフタ（文相撲、二192）
- ⑤ 奥ニ御座ルト云タ所テヌウ／＼トイタレハクチ元ニ出テ御座ツテ（三人夫、三171）
- ⑥ 「ブリブリ」 鰻^{ブリ}ノ腹立ツタ様ニ何ヲ鯛^{ブリ}／＼サセラル、（魚談義、四90）
- ⑦ 「ホツツリホツリ」 某ノ一細工^{イッサイクニ}如何ニモホツツリホツリト作ルニ依ツテ（仏師、三377）
- ⑧ 「ムチムチ」 ナフ／＼ヨウムチ／＼ト肥^{フス}テ甘^{ウマ}ソウナ（鬼ノ継子、四153）

① 「グイグイ」は、犬の鳴き声を表した点が珍しい。『狂言辞典』では、「犬の鳴き声」として「ぐいぐい」を立項し、「鞍馬詣」として、安永森本の例を挙げている。本文は例①とほぼ同一である。『広辞苑』では、初版では「くいぐい」の形で「④犬などのうめく声」として立て、安永森本の例を挙げているが、このブランチは、なぜか第二版以降では削除されている。『日本国語大辞典』には、「ぐいぐい」の項目の中に、この犬の鳴き声に相当する記述は見られない。

② 「ツカツカ」は、ためらわないさま、とか、無遠慮なさま、といった意味では広く用いられているが、この場合やや意味が異なるようで、諸辞典に、この例に相当する記述は見られない。（遠慮もなく背丈が伸びた）といった意味で、通常の意味から拡大したものであろう。名女川本でも「あのつか／＼とした者をいつかいつまで、かなほうしく／＼といわふ様

もない事ぢや」(名女川本・比丘貞、59)とあり、ほぼ同文で伝承されている。

③④の「ヌウヌウ」は、諸辞典に見られない。「ヌウツト」に近いものか。名女川本では、これらの曲を欠いている。他の代表的な台本で例③の対応箇所を見ると、大蔵虎明本には、「何やはなのさきへ、によろりくとおこすると思ふたれハ」(虎明本・鼻取ずまふ、299)とあり、虎寛本でも同じく「によろりく」(上250)、天理本『狂言六義』では、「そのまゝはなのあたりへ、によくと手をおこスルト、思ふたれば」(天理本・鼻取相撲、上206才)のように異なっている。「ヌウヌウ」は、鷺流(保教本)独自のもののようである。

⑥「ブリブリ」は、魚名を読み込んだ掛詞的用法であるが、怒るさまを表す擬態語の例として、これも初出となるものである。『日本国語大辞典』には、近世後期人情本の例が挙げられている。

⑦「ホツツリホツリ」は、『日本国語大辞典』などでは、むしろ「ポツツリ」の系列になるところか。名女川本では「ほつりく」と(名女川本・仏師、19)と反復形になっている。また、『狂言辞典』では「ほつつほつつ」の形で立て、「某の一細工を以て、ほつつくこしらへておまするによつて」(仏師集)の例を挙げている。すなわち賢通本の例によつたものである。大蔵流・和泉流の台本では、これに相当する擬態語の使用は見られないようであり、鷺流において、類似の語形がほぼ共通して使用されていることが知られる。

⑧「ムチムチ」は、『狂言辞典』でも、「肉付きのよいさま。むっちり」として、この保教本「鬼の継子」の例を載せている。『広辞苑』でも初版以来同様である。『日本国語大辞典』では、初出例が近代の「うたよみ」(1947)になっており、これも保教本の例を採用することによって、近世から使用されていることが示されることになる。

四 おわりに

保教本が、その用語について、鷺流における独自性を意識し、大藏流その他との演出や用語の相違について、詳細な注記を残していることは、以前から注目されてきた。狂言台本において、しばしば用いられ、当時の人々にも意識されてきた用語が、研究対象として注目されるのは当然であろうが、一方、本稿で取り上げたように、ある台本においてたまたまある用語が顔を覗かせているという場合がある。台本による相違、それぞれの独自性を物語るものであるが、そうした例の中には、ある場合には、鷺流なら鷺流において、複数の台本に共通して用いられている場合があり、またある場合には、その時代のまさに当代性の反映として、鷺流台本と和泉流台本に共通して用いられているといった場合もある。特に、個々の例について記したように、鷺流分家の伝右衛門派の台本、保教本に見られたやや特殊な用語が、同じ伝右衛門派の名女川本でも共通に用いられているケースが多いことは注目すべきものであり、これは、鷺流における本家と分家との用語意識の差を物語るものと言えよう。

語彙・語史研究の資料としては、今後こうした使用率の低い語にも注意を向けていく必要があり、影印等未公開のものを含めた他の台本との比較考察、さらには中世から近世にかけての、狂言以外のさまざまな文献との比較考察が必要になってくるであろう。

注

- (1) 延宝忠政本については、鈴木浩・渡部圭介「鷺流狂言『延宝・忠政本』の国語史資料としての位置づけ」『日本近代語研究1』一九九一、ひつじ書房)に、他本とも比較した全体的な考察がある。
- (2) 保教本を直接の対象とした語学的な研究には次のようなものがある。

蜂谷清人(一九八六)「鷺保教本と『狂言ことば』——『芸稽古伝』の記述をめぐって——」『国語論究』1、明治書院。『狂言の国語史的研究——流動の諸相——』(明治書院、一九九八)所収)

蜂谷清人（一九九三）「狂言と忌みことば―鷺保教本の場合―」（『近代語研究』九集、武蔵野書院。前掲書所収）

米田達郎（二〇〇一）「狂言台本における尊敬表現形式「オ―ナサレマス」について―鷺流狂言台本『保教本』を中心に―」（『語文』七五・七六輯）

米田達郎（二〇〇四）「鷺流狂言詞章保教本の対称代名詞について―オマエを中心に―」（『国語と国文学』八一巻六号）

米田達郎（二〇〇五）「江戸時代中後期狂言詞章の丁寧表現について―マシテ御座ルを中心に―」（『国語国文』七四巻五号）
荻野千砂子（二〇〇四）「鷺流『保教本』注記から見た狂言資料」（『純真紀要』四五号）

(3) 謡曲文庫『狂言篇』では「前がき」に「その本文と型附を記すのみならず、他流との同異、古名人の型、演奏記録等を添書せるものが頗る多い」としながら、「紙数が許さないのですべて割愛する」としており、恣意的な省略等もきわめて多い。

(4) ただし、『狂言辞典』の「後記」によると、古川久氏は、『謡曲界』昭和十七年（一九四二）二月号を皮切りに、いくつかの雑誌に継続的に狂言用語の掲載を続けておられ、『狂言の研究』所載の「狂言用語考」は、それらの中から抜粋したものということなので、こうした論考の中で取り上げられたものを『広辞苑』の編者が採用した可能性もある。

(5) 書写年代など未詳。日本古典全書には通常は鷺賢通本を収めているが、「墨塗」に関しては鷺畔翁本より本文を援用したとある。

(6) 『日本国語大辞典』の狂言の用例は、別巻の資料一覧に示されているように、初版刊行時には影印が未刊行であったため、通常は保教本の例は採用されていない。鷺伝右衛門狂言、すなわち保教本の例のみで項目を立てているのは、きわめて珍しいケースである。

(7) 『古語大辞典』（小学館）の「小相撲」の項で、「①地位の低い相撲取り。「小相撲取り」とも」として、語形を挙げている。

(8) 『古語大辞典』（小学館）でも「③事が違って困ること。迷惑。閉口」として、『日本国語大辞典』と同様な分類を行い、「鷺流狂言・泣尼」の例を挙げている。例①を挙げているのであろう。なお、『角川古語大辞典』においては、「③物事がくい違って一致しないこと。迷惑が外れて困惑すること。難儀すること」と、やや広い意味で捉え、「薩摩歌」の例を挙げている。

(9) 校訂者古谷知新氏の「緒言」によると、「芳賀博士の蒐集にかゝり、長谷川福平氏の校訂を経たるものなり」とする。池田廣司『古狂言台本の発達に関する書誌的研究』（風間書房、一九六七）に付載の「狂言曲目所在一覧表」の凡例によると、この「補

遺」の底本は、「前掲『狂言二十番』のと同じもの」とあるが、これは池田氏の勘違いのようで、『狂言二十番(名著文庫)』(芳賀矢一校訂、富山房、一九〇三)とは曲目が異なる。芳賀矢一校訂『狂言五十番』(富山房、一九二六)の項で、「前掲『狂言二十番』ならびに『狂言記補遺』を合わせ、そのうち六曲を除いて新しく九曲を増加したもの」(八〇一ページ)としているのが正しい。

(10) 『狂言篇』の「餌刺十王」に、「或は天台宗の禅宗のというてづらりく」とづらめくによつて」(328)の例があるが、保教本自体には、この箇所は「次第名乗道行朝比奈ト同前ナリ」(保教本・餌刺十王、四328)とあって、右の例は存在しない。『狂言篇』では、省略箇所を補っているのだが、「朝比奈」からではなく、おそらく「八尾」の本文を採ったのであろう。

(11) 文政年間(一八一八〜三〇)を中心に山脇和泉家七代目和泉元業書写。雲形本の成立事情に関しては、小林賢次(二〇〇四)「和泉流雲形本『狂言六議』の本文の性格について―筆録時期と言語事象―」『人文学報』三五一号、東京都立大学)参照。

〔引用・参考文献〕

古川 久(一九四八)『狂言の研究』(福村出版。増訂三版、一九六七)

古川 久編(一九六三)『狂言辞典 語彙編』(東京堂出版)

天理図書館善本叢書『鷲流狂言伝書保教本(一〜四)』(八木書店、一九八四)

田口和夫「解題」(同右書、第四冊。『能・狂言研究―中世文芸論考―』(三弥井書店、一九九七)に所収)

齋藤香村(芳之助)校訂(一九二八)『狂言篇上(謡曲文庫第八卷)』(謡曲文庫刊行会)

(本学教授)